

令和3年度第3四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
柏崎刈羽原子力発電所6号機 不適切な未然防止処置による 中央制御室換気空調系外気取 入れダンパ(A)の弁体の誤っ た組込み	6号機において、中央制御室外気取 入れダンパ(A)の弁体が誤った角度で組 み込まれていたため、全開操作したと ころ、中間開度で動作停止した。 この誤った角度での弁体の組込みは、 過去に運転経緯情報として入力されて いたにもかかわらず、適切に反映され ていなかった。	緑	SL IV	https://www2.nsr.go.jp/data/000381394.pdf
柏崎刈羽原子力発電所7号機 蓄電池室(区分IV)内における 火災感知器の不適切な箇所へ の設置	定期事業者検査中の柏崎刈羽原子力 発電所7号機において、蓄電池室(区分 IV)内の天井に据え付けられている火 災感知器4台(熱感知器及び煙感知器 各2台)のうち、煙感知器1台が換気口 の空気吹き出し口から水平距離で1.5m 以上離隔されていないことを検査官が 確認した。 その後、事業者が火災感知器の総点検 を実施した結果、移設が必要な火災感 知器が多数確認された。	緑	SL IV	https://www2.nsr.go.jp/data/000381394.pdf
美浜発電所3号機 格納容器 貫通部エリアにおける煙感知 器の不適切な箇所への設置	運転中の美浜発電所3号機において、 格納容器貫通部エリアにおいて、ケー ブルトレイが耐火シートで天井まで覆わ れ、はりが設けられているような状態と なっており、そこから0.6m以上必要なと ころ、約0.2mの位置に煙感知器が設置 されていることを検査官が確認した。	緑	SL IV	https://www2.nsr.go.jp/data/000381411.pdf
美浜発電所3号機 1時間耐火 能力が要求される電動補助給 水ポンプにおけるケーブルの 系統分離不備	定期事業者検査中の美浜発電所3号 機において、A系電動補助給水ポンプ の動力ケーブルを収納している電線管 とケーブルトレイの間は1時間耐火バテ が施されていたが、一部、十数センチに わたって耐火バテがなく内部の難燃 シートが露出しており、系統分離が適切 になされていない状態であることを検査 官が確認した。	緑	SL IV	https://www2.nsr.go.jp/data/000381411.pdf
高浜発電所1号機 スプリンク ラー消火設備作動用の火災感 知器の不適切な管理	検査官が、1号機中間屋地上3階に ある高感度主蒸気管モニタ検出器温度 制御盤を消火対象としたスプリンクラー 消火設備作動用の熱感知器及び煙感 知器が、ビニール袋で覆われた状態 であることを確認した。	緑	SL IV	https://www2.nsr.go.jp/data/000381417.pdf
高浜発電所4号機 B中央制御 室外原子炉停止盤室の3時間 耐火壁の電線管貫通部シールの 未施工	検査官が、4号機 B中央制御室外原 子炉停止盤室入口扉の電線管貫通部 について、耐火シールが施工されてい ないことを確認した。	緑	SL IV	https://www2.nsr.go.jp/data/000381417.pdf
大飯発電所3号機 保全の実 施不備によるA-循環水管ベ ント弁付近からの海水漏えい	運転中の大飯発電所3号機において、 雨水による腐食でA-循環水管ベント 弁と循環水管の接続配管が貫通し、海 水漏えいが発生した。 このため事業者は、A-循環水ポンプ を停止し、復水器の真空度を安定させ るため、原子炉出力を約70%まで低下 させた。	緑	SL IV	https://www2.nsr.go.jp/data/000381415.pdf https://www.nra.go.jp/data/000362264.pdf

<p>玄海原子力発電所3号機 鉛遮蔽板の設置に伴う1次冷却材モニタの指示値低下</p>	<p>運転中の玄海原子力発電所3号機において、検査官が中央制御室の1次冷却材モニタのチャートを確認したところ、通常運転時よりも値が低下していた。これは、当該モニタの設置場所において、ケーブルトレイサポート工事のために鉛遮蔽板を設置していたことが原因と判明。当該工事に伴う他設備への影響について十分検討がされていなかった。</p>	<p>緑</p>	<p>SL IV</p>	<p>https://www2.nsr.go.jp/data/000381423.pdf</p>
<p>川内原子力発電所1号機 A 安全補機閉閉器室及び制御棒駆動装置電源室における火災感知器の不適切な箇所への設置</p>	<p>事業者による火災感知器の設置状況の調査において、壁からの距離や換気口の空気吹出し口からの距離に関する消防法の設置条件を満足していない不適切な箇所への火災感知器の設置が確認された。</p>	<p>緑</p>	<p>SL IV</p>	<p>https://www2.nsr.go.jp/data/000381425.pdf</p>
<p>川内原子力発電所1号機 施設管理対象弁に対する不適切な施設管理による誤操作防止の不徹底</p>	<p>検査官が、施設管理対象とされている弁について、施設されていないもの及び施設方法が不適切であり誤操作防止が図られていないもの又はそのおそれのあるものを複数確認した。</p>	<p>緑</p>	<p>SL IV</p>	<p>https://www2.nsr.go.jp/data/000381425.pdf</p>
<p>東海発電所 換気系排気ダクトからの全粒子状物質試料採取が適切に実施できているか不確実な事案</p>	<p>廃止措置中の東海発電所において、使用済燃料冷却池建屋内の燃料スプリッタ貯蔵庫(H-1,H-2)換気系排気ダクト等の全粒子状物質試料を採取するノズルの形状及び採取位置について、全粒子状物質試料が均一に混合される状態が確実でないことを検査官が確認した。</p>	<p>緑</p>	<p>SL IV</p>	<p>https://www2.nsr.go.jp/data/000381401.pdf</p>
<p>女川原子力発電所2号機制御建屋において不適切な作業計画により作業員が硫化水素によって被災した事象</p>	<p>1号機放射性廃棄物処理建屋のランドリードレン系統の沈降分離槽から硫化水素が発生し、制御建屋の管理区域入退域更衣室及び女子更衣室に流出し、作業員7名が被災した。</p>	<p>-</p>	<p>SLIV (通知なし)</p>	<p>https://www2.nra.go.jp/data/000381388.pdf</p>

令和3年度第3四半期における検査指摘事項(核物質防護関係)(実用発電用原子炉)

件名	概要	重要度	深刻度	原子力規制委員会のURL
<p>女川原子力発電所における核物質防護事案(立入承認)</p>	<p>取り違えた他人のIDカードを気付かないまま誤って使用し、周辺防護区域へ入域していたもの。</p>	<p>緑</p>	<p>SL IV</p>	<p>https://www.nra.go.jp/data/000381467.pdf</p>

重要度:検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、実用発電用原子炉については、緑、白、黄、赤の4つに分類する。
深刻度:法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価する。

令和3年度第3四半期における検査指摘事項等(原子力施設安全及び放射線安全関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
指摘事項なし				

令和3年度第3四半期における検査指摘事項等(核物質防護関係)(核燃料施設)

件名	概要	重要度	深刻度	関係URL
指摘事項なし				

重要度:検査指摘事項が原子力安全に及ぼす影響について重要度評価を行い、核燃料施設については、追加対応なし、追加対応ありの2つに分類する。
 深刻度:法令違反が特定された検査指摘事項等について、原子力安全に係る重要度評価とは別に、意図的な不正行為の有無、原子力規制委員会の規制活動への影響等を踏まえて、4段階の深刻度レベル(SL:Severity Level)により評価する。